



共生社会の実現を目指して

第十七回北九州市障害福祉団体連絡協議会定期総会開催

六月七日(土)九時三十分から、ウエルとばた八階会議室で北九州市障害福祉団体連絡協議会(以下障団連)の「さわやか」から四名が参加しました。

生きていく力を

身につける

初めに障団連の中島和子事務局次長から開会宣言がありました。

続いて北原守会長は、「今、考えている事は共生社会の実現です。」

これからの私達の活動も共生社会を目指して、私達がどのような活動をしていくのかを考えていく事が大切だと思えます。

そのためには、色々な支援の力と生きていく力を身につけて私達が生きていく事を困難にしている社会の壁を乗り越えていく事が大切だと思えます」と挨拶されました。

次に北橋健治北九州市長をはじめ、北九州市議会の



北九州市障害者福祉団体連絡協議会

会長 北原 守氏

桂茂実副議長・北九州市民生委員児童委員協議会の小川守盛会長・北九州市社会福祉協議会の火箱要総務部長から来賓の祝辞がありました。

共生社会を

実現するためには

北橋市長は、「日頃から皆様方が障害福祉を高めるための様々なネットワークの収穫を担っていただき、福祉向上のための活動や啓発の先頭に立って、ご活躍をいただいております。」

また、共生社会を実現するためには、時には様々な困難があり、道のりは時には長さを感ずる時もあります。しかし、障団連の皆様にな支援助とご協力をいただきな



北橋健治 北九州市長



がら一歩ずつ進んでいると思います。今後とも、市としても皆様と一緒に、共生社会に向けて汗をかいて参りたいと思っております」と挨拶がありました。

続いて議長に北九州創声会の織田健氏が選任されました。

障団連事務局より、加盟団体三十八団体、出席団体数二十三団体、委任団体数十一団体で、この総会は成立する旨、報告がありました。その後審議に入り、平成二十五年事業報告及び決算報告、会計監査報告、平成二十六年事業計画及び収支予算(案)の報告があり、満場一致をもって承認されました。

事務局よりお盆休みのお知らせ

8月13日(水)から
8月15日(金)まで
お休みします。

今年度は役員改選が行なわれ、新役員として『さわやか』の山田浩美理事長と北九州市自閉症協会の伊野賢治会長が推薦され、承認されました。

全ての審議が終了し、総会は閉会しました。引き続き研修会に入りま

公的介護保険の

現状と今後について

講師に北九州市保健福祉局介護保険課の宮永敬市係長と障害福祉課の山口係長をお迎えして『公的介護保険の現状と今後について』の話がありました。

初めに宮永係長は、「日本は世界で例にないほど高齢化が進行していますが、それだけが問題ではありません。」

それは認知症の方や六十五歳以上の一人暮らしの方、夫婦二人暮らしの方が増えている事も考えられます。

そして現在、介護保険制度を利用しての高齢者が約四五二万人いますが、そのうちの約二八〇万人が認知症の方と言われています。

認知症とは特別なものではなくて、誰もが経験する可能性のある為に非常に身近に感じてもらえると思



また認知症に関わらず、最後まで自分らしくどのよう生きていくのが問われていると思います。

続いて国では二〇二五年で社会保障に係る費用の将来推計について調べました。

介護職員の育成にも

力を入れる
二〇二五年には団塊世代が七十五歳に到達する年で、介護保険を利用している方が現在の一・五倍になると言われています。

それに伴って、介護保険にかかる費用、介護保険料も増えると言われています。

また、介護職員の育成にも力を入れ、職員の数を増やさなければならぬと考えています。

このような状況の中でいかに社会保障を考えていくのが大切で

(裏面へつづく)

生活支援サービスを充実させる

(表面よりつづき)
今回の改正の中で覚えておかないといけない事は生活支援です。

なぜかというところ六十五歳以上の一人暮らしの方や夫婦二人暮らしの方が増えてきて、援助をしてくれる人がいないからです。

地域包括ケアシステムの構築が重要

その様な意味では生活支援を提供して環境を作っていくというのが『地域包括ケアシステム』です。

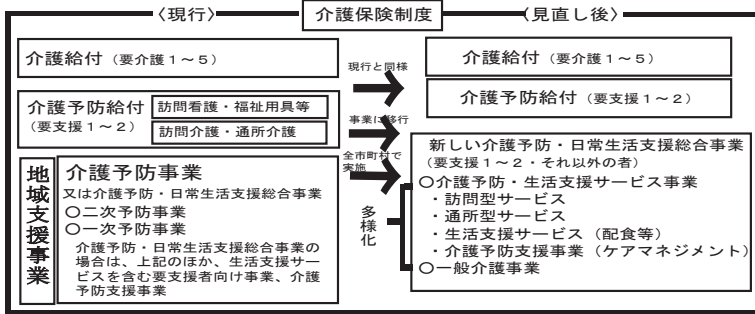
今後、認知症の高齢者が増加する事から地域での生活を支える為にも住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要です。

介護予防・日常生活

支援総合事業とは

そして介護給付(要介護一・五)と介護予防給付(要支援一・二)があります。介護給付の中の介護予防・生活支援サービス(デイサービスやホームヘルプサービス)を介護予防給付から引き放して、一般介護予防

(表1) 新しい地域支援事業の全体像



事業と組み合わせさせて、新しく介護予防・日常生活支援総合事業を来年の四月から行なおうと計画しています。(表1参照)
介護予防・日常生活支援総合事業とは介護予防・生活支援サービスの中の訪問型サービス・通所型サービス・生活支援サービスから利用者が選んで、目標を持って生活していく事をいいます。

そして一番の課題がこの事業をどの様に多様化していくのかが重要になり、元気な方が社会参加や地域での色々な役割を持つ事で自分自身が変わると思っています。

介護保険の改正とは地域包括ケアシステムを作っていく事でそれには様々な用途があるので、それらを実現ができるように目指しています」と話されました。
続いて質疑応答に入りました。

自立支援給付と介護保険制度との関係について

適用関係について
初めに林芳江常任委員は、「自立支援給付と介護保険制度との適用関係について教えて下さい」と質問がありました。

それに対して山口係長は、「介護保険との適用関係につきましては、障害者総合支援法の中で他の法令との給付について調整する規定があります。障害者についてまた六十五歳以上の方及び四十歳以上六十五歳未満で特定疾病によって障害が生じた場合の方が対象となります。」



この方々について、障害福祉サービスの中で介護保険サービスに相当する場合は、基本的には介護保険サービスの利用が優先されます。介護保険サービスに相当しない場合は、障害福祉サービスをそのまま使う事になります。

自分のペースに合わせて歩きましょう

第8回北九州無法松ツアー

今年も第八回「義理と人情の北九州無法松ツアーデー」が開催されます。「さわやか」がある「かい」では、過去二回参加しています。初心者からベテランの方まで色々なコースがあり、自分のペースに合わせて歩くことができます。

皆様ふるってご参加ください。申し込みは「さわやか」事務局まで連絡をください。日時は次の通りです。
9月28日(日)
集合場所 小倉北区勝山公園
コース 5キロコース
10キロコース
20キロコース

例えば同行援護や行動援護、就労移行支援、就労継続支援などにあたります。また、介護保険サービスには支給限度額の基準があります。

その基準が使われているにも関わらず、利用者もつとサービスの必要があると市が判断した場合に、今までに使っていたサービスを超える部分については障害福祉サービスで支援を行います。
また、介護保険サービス事業所が身近にない場合や利用定員の空きがない場合にも利用する事が出来ます」と回答されました。
他にも多くの質問があり、丁寧に答えていただきました。研修会は十一時四十分を終了しました。



尚、集合時間及び集合場所はコースによって異なります。各コースの詳細については事務局まで連絡していただければご案内いたします。